北九州市立消費生活センター　あんしんサポートニュース　令和8年11月15日号

フィッシングメールによる詐欺にご注意！

〈相談事例1〉
使用していないクレジットカード会社からメールが届いた。金額は17万5千円と記載してあったが、身に覚えがないので特に何もしていない。今後の対処法は。
（60歳代　男性）

〈相談事例2〉
利用しているクレジットカード会社から約1万円の失効ポイントのお知らせや、デパートで約3万円の利用があったとのメールが届いた。これは本物だろうか。
（70歳代　男性）

〈アドバイス〉



- 日頃利用している事業者や公的機関などからのメールや SMS であっても、まずはフィッシングを疑いましょう。
- メールや SMS に記載されている URL にはアクセスせず、正規のサイトやアプリからアクセスしましょう。
- リンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号は入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないようにしましょう。
- 不正利用に早く気づけるように、クレジットカード等の明細はこまめに確認しましょう。

不安に思った時は、**消費生活センターへご相談を**

消費者ホットライン（局番なし）☎188
（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）※通話料はすべて有料です
北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】　☎861－0999


まもりん

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口に消費生活相談員（職員）は常駐していません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター（戸畑）（861－0999）までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口に相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。


みもりん